

2021年2月

お得意先各位

(株)山陰中央新報セールスセンター
業務管理部 TEL 0852-25-4015

消費税総額表示の義務化について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2021年4月1日より、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札またはチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額(地方消費税額を含む)を含めた「総額表示」が義務化されます。総額表示をしなくてもよい特例が定められている「消費税転嫁対策特別措置法」が3月31日をもって失効するためです。

これにより、弊社でお取り扱いさせていただいております折込チラシ、ポスティング、新聞広告、および情報紙などに記載する広告の価格表示も対象となりますので、今後の広告制作、ご発注の際は価格の表示に十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

詳しくは財務省、国税庁のホームページをご参照いただくか、お近くの税務署へご相談ください。

以上、何卒ご理解とご協力を賜りまして、今後も引き続き弊社サービスをご利用くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

財務省ホームページ

<https://www.mof.go.jp/>

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

以上